平成25年4月1日から 築上町国民健康保険の

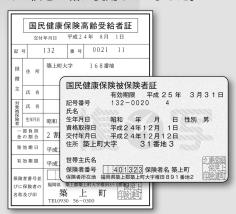
保険証が変わります。



70歳以上の方に交付していた「高齢受給者証」は なくなり、「被保険者証」(カード)と一体型になります。

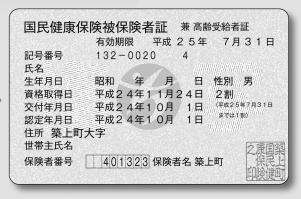
旧保険証

「高齢受給者証」と「被保険者証」(カード) の2枚を一緒に使用していました。



新保険証

「高齢受給者証」と「被保険者証」(カード)が一体と なった「被保険者証 兼高齢受給者証」(カード)を 使用するようになります。



保険証の更新の時期が、毎年4月から8月に変わります。

※70歳に到達する方や、退職者医療に該当または非該当になる方は、更新時期が異なる場合があります。 また、国の制度変更等により、更新時期が変更になることもあります。

70歳以上の方 ▶ 今年の8月に再度更新があります。その後は、毎年8月に更新です。





平成25年4月 一斉更新

平成25年4月

更新 (※70歳以上の方のみ)

斉更新

70歳未満の方 ▶ 次回の更新は平成26年8月です。その後は、毎年8月に更新です。

(8月)



-斉更新

平成26年8月

平成26年8月

·斉更新

4月1日から医療機関を受診するときは、

新しい保険証を医療機関へ提示してください。

- ●世帯主あてに、世帯全員分の保険証を交付します。
- 「特定疾病療養受療証 | 「限度額適用認定証 | 「限度額適用・標準負担額減額認定証 | は従来どおり使用できます。
- ●乳幼児・子ども・障害者・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は、保険証と一緒に提示してください。